

函南町立学校等給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、函南町が発注（委託）する「函南町立学校等給食調理業務」（以下「本業務」という。）について、安心・安全・安定的に函南町立小学校及び中学校の児童生徒並びに函南町立幼稚園、こども園及び保育園の園児に給食提供を行うために受託者を選定するため実施する公募型プロポーザル方式の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公募型プロポーザルの概要

給食調理業務を実施するにあたり必要な実績・知識・理解・価格・安全性等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

(1) 名称

函南町立学校等給食調理業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 発注者（委託者）

函南町（以下「町」という。）

(3) 担当部署

函南町教育委員会 学校教育課
（函南町厚生部 子育て支援課）

(4) 選定方法

本プロポーザルは、以下 3 委託業務(1)に示す学校又は園毎に給食調理業務を行う事業者を選定するものとする。

提出された提案書に基づき、提案者は選定委員会に対しプレゼンテーションを行い、その後選定委員会が提案者にヒアリングを行った後に選定の審査をする。

(5) 審査結果の通知等

審査結果は、各々の委託業務の審査対象者全てに通知するとともに、町ホームページで公表する。

なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。町から選定されない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は町が通知を送付した日の翌日から起算して 5 日以内（閉庁日は除く）に提出すること。

(6) 情報公開

審査結果の情報について函南町情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 8 年函南町条例第 6 号）に基づき情報公開請求があった場合は、同条例第 6 条各号に掲げる非公開情報を除き、公開する。公開の可否は、町が判断する。

3 委託業務

(1) 業務名

ア 函南町立函南小学校給食調理業務委託

イ 函南町立丹那小学校給食調理業務委託

- ウ 函南町立桑村小学校給食調理業務委託
- エ 函南町立東小学校給食調理業務委託
- オ 函南町立西小学校給食調理業務委託
- カ 函南町立函南中学校給食調理業務委託
- キ 函南町立東中学校給食調理業務委託
- ク 函南町立二葉こども園給食調理業務委託
- ケ 函南町西部保育園給食調理業務委託

(2) 業務概要

本業務は、各小中学校又は園の給食室において児童生徒、園児及び教職員等の給食調理等を行うものとする（詳細は別に配布する契約書案、仕様書案等の内容による）。なお、函南町立東中学校給食調理業務委託のみ、幼稚園への給食配送業務を含むものとする。

給食調理業務を行う学校と園の組合せは、下記のとおり。

- ア 函南町立函南小学校給食調理業務委託（函南小学校単独の給食調理業務）
- イ 函南町立丹那小学校給食調理業務委託（丹那小学校及び丹那幼稚園の給食調理業務）
- ウ 函南町立桑村小学校給食調理業務委託（桑村小学校単独の給食調理業務）
- エ 函南町立東小学校給食調理業務委託（東小学校及び自由ヶ丘幼稚園の給食調理業務）
- オ 函南町立西小学校給食調理業務委託（西小学校及びみのり幼稚園の給食調理業務）
- カ 函南町立函南中学校給食調理業務委託（函南中学校及び間宮幼稚園の給食調理業務）
- キ 函南町立東中学校給食調理業務委託（東中学校及び春光幼稚園の給食調理業務）
- ク 函南町立二葉こども園給食調理業務委託（二葉こども園単独の給食調理業務）
- ケ 函南町西部保育園給食調理業務委託（西部保育園単独の給食調理業務）

※各委託業務における町の担当課は、上記アからキまでが教育委員会学校教育課、また上記ク及びケが厚生部子育て支援課となる。

(3) 委託業務等の場所（調理場）

- ア 函南小学校…仁田148番地
- イ 丹那小学校…丹那443番地／配送先 丹那幼稚園…丹那445番地の1
- ウ 桑村小学校…桑原933番地
- エ 東小学校…平井972番地／配送先 自由ヶ丘幼稚園…平井1041番地の1
- オ 西小学校…間宮475番地／配送先 みのり幼稚園…肥田677番地の1
- カ 函南中学校…仁田56番地／配送先 間宮幼稚園…間宮865番地の5
- キ 東中学校…柏谷540番地／配送先 春光幼稚園…仁田613番地の2
- ク 二葉こども園…上沢658番地の35
- ケ 西部保育園…間宮632番地の1

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(5) 予算限度額

本業務の予算限度額は、消費税相当額を含む総額837,394千円である。また、委託業務別の予算限度額は、以下アからケまでのとおりである。なお、予算限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額である。

- ア 函南町立函南小学校給食調理業務委託 81,615千円（消費税相当額を含む）

イ	函南町立丹那小学校給食調理業務委託	41,443千円（消費税相当額を含む）
ウ	函南町立桑村小学校給食調理業務委託	48,271千円（消費税相当額を含む）
エ	函南町立東小学校給食調理業務委託	170,610千円（消費税相当額を含む）
オ	函南町立西小学校給食調理業務委託	102,027千円（消費税相当額を含む）
カ	函南町立函南中学校給食調理業務委託	144,100千円（消費税相当額を含む）
キ	函南町立東中学校給食調理業務委託	107,370千円（消費税相当額を含む）
ク	函南町立二葉こども園給食調理業務委託	63,239千円（消費税相当額を含む）
ケ	函南町西部保育園給食調理業務委託	78,719千円（消費税相当額を含む）

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和7年3月28日告示第48号）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が函南町暴力団排除条例（平成23年函南町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに函南町税の滞納がないこと。
- (6) 令和7・8年度函南町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、次の書類（※資格参加審査に係る提出書類）を提出することにより、函南町にて資格審査を実施したうえで、本プロポーザルに参加することができるものとする。

※資格参加審査に係る提出書類

提出書類		説明	部数
ア	登記事項証明書	法務局の発行する履歴事項全部証明書	1部
イ	印鑑証明書	法務局の発行する証明書（写しは不可）	1部
ウ	納税証明書	税務署発行の納税証明書	1部
エ	財務諸表の写し （直前の事業年度のもの）	貸借対照表及び損益計算書	1部
オ	委任状 ※使用印鑑届	契約権限を委任する場合に限り必要	各1部

証明書等の発行日は、申請日から3か月以内のものとする

- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5 受託者特定までのスケジュール

内容	期間等
公募の開始	令和7年10月20日（月）ホームページへ掲載
質問書受付期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）
質問書の回答	随時ホームページへ掲載
参加意向申出書提出期限	令和7年11月12日（水）午後5時まで（必着）
資格確認結果通知書送付 提案書提出要請	令和7年11月19日（水）
提案書及び見積書提出期限	令和7年12月5日（金）午後5時まで（必着）
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月25日（木）
選考結果通知	令和8年1月6日（火）

※上記スケジュールは変更となる可能性あり。

（変更後のスケジュールは随時函南町ホームページにて公開する）

6 配布書類

(1) 配布期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月12日（水）まで

(2) 入手方法

函南町ホームページからダウンロード (<https://www.town.kannami.shizuoka.jp>)

(3) 配布書類一覧

ア 函南町プロポーザル方式契約実施取扱要綱（要綱様式含む）

イ 函南町立学校等給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領（要領様式含む）

ウ 函南町立学校等給食調理業務委託に係る参考資料（契約書案、仕様書案、調理数等）

7 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月20日（月）～10月31日（金）午後5時

(2) 質問方法

質疑書（要領様式2）に質問内容を簡潔にまとめ、「問合せ先」記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。

なお、送信の際は、件名の頭に「【給食調理プロポ】」を付けること。

(3) 回答

質問への回答については、随時質問者に電子メールで回答するとともに、別途ホームページに掲載する。

8 参加意向申出

(1) 提出書類 2部ずつ（正1部、副1部）両面複写可とする。

ア 函南町プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第1号様式）

イ 業務名別参加意向申出書（要領様式1）

ウ 業務実績確認書（要領様式3）

エ 法人概要書（法人の概要を記載したもの。書式は自由とする。）

オ 「3 参加資格」(6)に定める資格参加審査に係る提出書類（令和7・8年度函南町競争入札参加資格者登録名簿に掲載されていない者に限る）

(2) 提出期限

令和7年11月12日（水）午後5時まで（郵送の場合、必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時までとし、郵送の場合、令和7年11月12日（水）午後5時までに必着のこと。

(4) 提出先

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13

函南町教育委員会 学校教育課（函南町役場3階）

電話番号 055-979-8121

(5) 参加資格確認通知

申出を受けて参加資格の確認を行い、確認結果について文書で通知するとともに、参加資格を有していることが確認できた者に対してプロポーザル関係書類の提出を要請する。

町から参加資格が認められない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、書面は町が通知を発送した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日は除く）に提出すること。

9 参加方法

(1) 提出書類及び部数

ア 函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第4号様式） 1部

イ 見積書（要領様式4）及び積算根拠書類（任意様式） 1部ずつ

ウ 提案書（任意形式） 18部

書式はA4縦型、横書、ホチキス止め、表紙を含め25ページ以内とする。

(2) 提出先

函南町教育委員会 学校教育課

(3) 受付期間

令和7年11月19日（水）～12月5日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は、令和7年12月5日（金）午後5時までに必着のこと。

(5) 提出書類の返却

提出書類は返却しない。

10 選定方法

(1) 選定方式

提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その内容を

総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 所要時間

1 社あたり20分以内（ヒアリング時間を除く）

イ 開催日時

令和7年12月25日(木)を予定（詳細な日時については、参加者に別途通知する）

ウ 参加人数

1 社あたり2名を上限とする。

エ プレゼンテーション方法

提案書による説明とし、パソコン等を利用したプレゼンテーションは行わない。

オ その他

応募数に応じて時間を調整する場合がある。

(3) 評価項目

以下の項目で評価を行い、採点する。

番号	評価項目	評価基準
1	学校等給食調理業務の受託実績(継続性・安定性)	提案しようとする委託業務(公立の小中学校、幼稚園、こども園及び保育園又は、同種若しくは類似)の受託実績と受託事業の継続性・企業としての安定性はどうか。
2	給食調理業務に係る理解と業務の方針	「児童生徒及び園児の心身の健全な発達に資する」という給食の理念の認識はどうか。また、献立作成や調理手配を行う町の栄養教諭又は栄養士との連携や協力方針はどうか。
3	安全衛生管理体制と緊急時の対応	学校調理場を営業場所とする際の安全衛生管理と様々な緊急事態に備えた対応が確立されているか。
4	調理業務体制の確保	責任者・副責任者を含めた調理業務従事者の仕様書にかかる人材要件を満たしているか。また、提案する調理業務従事者の配置人数と業務体制はどうか。
5	給食提供時間遵守のための対応	栄養教諭または栄養士が作成した献立に対し、安全且つ衛生的で、また給食提供時間を遵守するための具体的な工夫はどうか。
6	業務不履行に備えた対応	業務を継続する体制(業務代行保障制度等)ができているか。また、感染症等で欠員が生じた場合ややむをえない離職等の際に速やかな人的補充等、業務への支障に対するリスク管理とバックアップ体制はどうか。
7	食物アレルギーの対応	食物アレルギー対応にかかる知識と認識、また調理場における食物アレルギー対応の調理体制はどうか。
8	調理業務従事者の健康管理とエンゲージメントに対する取り組み	調理業務従事者の健康維持や健康管理に関する取り組み、また調理業務従事者のエンゲージメント向上に繋がる取り組みはあるか。
9	調理業務従事者への指導管理方法と調理業務研修体制	調理業務従事者への指導管理の方法、また業務の質やスキルを上げるための研修の工夫はどうか。
10	学校行事等への協力体制について	食育等学校行事への協力体制や具体的なアイデアの提案はあるか。

委託業務名ごとの審査における合計得点の最も高い者を契約交渉順位第1位の候補者として、次点の者を第2位の候補者として選定する。なお、委託業務名ごとの審査において合計得点が最も高い者が複数となった場合、又は合計得点が最も高い者と次点の者

との点が僅差であり甲乙つけがたい場合は、見積金額の最も低い者を第1位候補者とし、次に金額の低い者を第2位とする。ただし、見積金額が最低制限価格を下回った場合は、委託契約交渉の候補者とししない。

(4) 審査結果

審査結果は全ての提案者に文書をもって通知するとともに、町ホームページへ掲載する。また、審査の経緯については公表しない。

なお、審査結果に対する異議申し立て等については一切受け付けない。

(5) 提案内容の一部補正

契約候補者決定後、契約候補者との協議において、提案内容を一部補正することがある。

11 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。
- (2) 審査における提案書のうち、指示のある事項に関する説明に当たっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができる。また、彩色も可とする。
- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：10.5ポイント以上）を用いること。ただし、図又はイラストについては、必要に応じてA3横型の使用も可とする。
- (4) 両面複写は可とするが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないこと。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、副本への押印は省略することができる。また、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- (6) 提案書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則認めない。

12 受託候補者の取扱

- (1) 審査により委託契約交渉順位第1位となった候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、町が第1位の候補者との協議が不調となったと判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者と交渉する。
- (2) 契約は、本プロポーザルの結果に基づく随意契約とする。
- (3) 契約及び手続きは、函南町財務規則及び函南町業務委託契約約款による。

13 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員会委員又は担当部署の職員等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (5) 他の参加者の応募を妨害した場合

- (6) 本要領に違反した場合
- (7) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合

14 その他

- (1) 本業務に係る以下の費用については、本プロポーザルに参加した事業者及び受託候補者の負担とする。
 - ア 本プロポーザルに関する費用
 - イ 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
 - ウ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、町は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写し、使用することがある。
- (4) 提出された書類等は、函南町情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定により開示する場合がある。なお、非公開としたい情報は、非公開としたい情報届出書（要領様式5）により届け出ること。
- (5) 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（要領様式6）を提出すること。
- (6) 業務受託候補者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消す場合がある。
- (7) 業務受託候補者が、契約締結までに、業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受託者としてふさわしくないと認められるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しない場合がある。
- (8) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については受託候補者と町が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (9) この要領に定めのない事項については、函南町プロポーザル方式実施取扱要綱、函南町財務規則及び函南町業務委託契約約款に準ずる。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

15 問合せ先

函南町教育委員会 学校教育課

担当者：渡邊 電話番号：055-979-8121

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13

メールアドレス：gakkou@town.kannami.shizuoka.jp